

東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険
利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度
継続するための財政措置を求める意見書

東日本大震災から5年がたとうとしています。いまだ被災地においては雇用確保、生活再建が進まない中で、体調不良や持病悪化などが慢性化しています。

宮城県が平成27年4月に発表した、平成26年度の応急仮設住宅入居者健康調査や民間賃貸借上住宅入居者調査でも示されているとおり、後期高齢者の「病気がある人」の割合は85パーセントを越え、体調が「あまりよくない」と「とても悪い」は約30パーセントに達し「睡眠障害のある方」は80歳代女性が21パーセントであり、応急仮設住宅においては、病気のある方の2.6パーセントが治療を中断しています。被災者は医療費等一部負担金の免除措置及び介護保険利用者負担の減免措置の継続を強く望んでおり、継続することを求めています。特に被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来への不安などによりいっそうの健康状態の悪化が心配となっています。こうした状況を踏まえて、国・県においては、生活再建に至らない被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月10日

名取市議会議長 山口 實

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
厚生労働大臣 殿

財 務 大 臣 殿

内閣総理大臣 殿

宮 城 県 知 事 殿